

令和2年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	13
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	19
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	23
水 道 事 業 会 計 予 算	29
下 水 道 事 業 会 計 予 算	31

令和2年度

箕輪町一般会計予算

令和2年度箕輪町一般会計予算

令和2年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月2日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和2年3月16日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 町税		3,376,000
	01 町民税	1,525,801
	02 固定資産税	1,573,846
	03 軽自動車税	98,053
	04 町たばこ税	148,090
	10 入湯税	30,210
02 地方譲与税		107,300
	01 地方揮発油譲与税	27,000
	02 自動車重量譲与税	74,000
	04 森林環境譲与税	6,300
03 利子割交付金		3,000
	01 利子割交付金	3,000
04 配当割交付金		10,000
	01 配当割交付金	10,000
05 株式等譲渡所得割交付金		12,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	12,000
06 法人事業税交付金		35,000
	01 法人事業税交付金	35,000
07 地方消費税交付金		619,000
	01 地方消費税交付金	619,000

(単位 千円)

款	項	金 額
08 環境性能割交付金		10,000
	01 環境性能割交付金	10,000
11 地方特例交付金		18,000
	01 地方特例交付金	18,000
12 地方交付税		1,960,000
	01 地方交付税	1,960,000
13 交通安全対策特別交付金		2,000
	01 交通安全対策特別交付金	2,000
14 分担金及び負担金		143,051
	01 分担金	16,575
	02 負担金	126,476
15 使用料及び手数料		49,019
	01 使用料	35,424
	02 手数料	13,595
16 国庫支出金		830,577
	01 国庫負担金	533,304
	02 国庫補助金	291,662
	03 委託金	5,611
17 県支出金		524,434
	01 県負担金	269,535

(単位 千円)

款	項	金額
	02 県補助金	198,871
	03 委託金	56,028
18 財産収入		7,571
	01 財産運用収入	7,542
	02 財産売払収入	29
19 寄附金		60,002
	01 寄附金	60,002
20 繰入金		430,985
	01 特別会計繰入金	1,000
	02 基金繰入金	410,781
	03 財産区繰入金	19,204
21 繰越金		300,000
	01 繰越金	300,000
22 諸収入		403,661
	01 延滞金加算金及び過料	2,928
	02 預金利子	3
	03 貸付金元利収入	280,112
	05 雑入	120,618
23 町債		1,798,400
	01 町債	1,798,400

(単位 千円)

款	項	金額
歳	入	10,700,000
	合	
	計	

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		106,030
	01 議会費	106,030
02 総務費		1,219,677
	01 総務管理費	1,040,775
	02 徴税費	109,821
	03 戸籍・住民基本台帳費	37,187
	04 選挙費	9,157
	05 統計調査費	12,209
	06 監査委員費	10,528
03 民生費		4,017,446
	01 社会福祉費	1,259,351
	02 児童福祉費	2,758,095
04 衛生費		1,094,529
	01 保健衛生費	893,093
	02 清掃費	201,436
06 農林水産業費		481,960
	01 農業費	398,641
	02 林業費	83,319
07 商工費		482,277
	01 商工費	482,277

(単位 千円)

款	項	金額
08 土木費		973,417
	01 土木管理費	52,031
	02 道路橋梁費	358,872
	03 河川費	12,500
	04 都市計画費	516,685
	05 住宅費	33,329
09 消防費		388,048
	01 消防費	388,048
10 教育費		1,020,962
	01 教育総務費	193,474
	02 小学校費	277,884
	03 中学校費	110,985
	06 社会教育費	226,002
	07 保健体育費	212,617
11 災害復旧費		3,000
	01 農林施設災害復旧費	2,000
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		882,654
	01 公債費	882,654
14 予備費		30,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	30,000
歳	出	計
		10,700,000

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
03 民生費	02 児童福祉費	木下保育園建設事業	1, 3 3 0, 7 8 8 千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設除却事業債	千円 12,800	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
保育園建設事業債	1,056,200	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	106,400	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	47,700	同 上	同 上	同 上
公園施設整備事業債	22,900	同 上	同 上	同 上
河川環境整備事業債	10,000	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	15,000	同 上	同 上	同 上

学校教育施設等整備事業債	38,600	同 上	同 上	同 上
体育施設整備事業債	158,800	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	330,000	同 上	同 上	同 上

令和 2 年 度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第18号

令和2年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

令和2年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,221,109千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月2日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和2年3月16日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険税		444,049
	01 国民健康保険税	444,049
02 使用料及び手数料		250
	01 手数料	250
03 国庫支出金		1
	02 国庫補助金	1
06 県支出金		1,624,634
	01 県補助金	1,624,633
	02 財政安定化基金交付金	1
08 財産収入		6
	01 財産運用収入	6
09 寄附金		1
	01 寄附金	1
10 繰入金		150,453
	01 他会計繰入金	150,452
	02 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
12 諸収入		1,714
	01 延滞金加算金及び過料	201

(単位 千円)

款	項	金額
	04 雑入	1,513
歳	入	計
		2,221,109

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		40,759
	01 総務管理費	33,176
	02 徴税費	1,045
	03 運営協議会費	189
	04 趣旨普及費	50
	05 特別対策事業費	6,299
02 保険給付費		1,614,180
	01 療養諸費	1,396,760
	02 高額療養費	206,955
	03 移送費	60
	04 出産育児諸費	8,405
	05 葬祭諸費	2,000
03 国民健康保険事業費納付金		533,404
	01 医療給付費分	348,189
	02 後期高齢者支援金等分	140,451
	03 介護納付金分	44,764
05 保健事業費		28,564
	01 特定健康診査等事業費	17,830
	02 保健事業費	10,734
06 基金積立金		7

(単位 千円)

款	項	金額
	01 基金積立金	7
07 公債費		50
	01 公債費	50
08 諸支出費		3,807
	01 償還金及び還付加算金	3,800
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	6
09 予備費		338
	01 予備費	338
歳 出 合 計		2,221,109

令和 2 年 度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号

令和2年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和2年3月16日可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		234,486
	01 後期高齢者医療保険料	234,486
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		61,202
	01 一般会計繰入金	61,202
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		295,912

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		10,085
	01 総務管理費	9,662
	02 徴收費	423
02 後期高齢者医療広域連合納付金		285,605
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	285,605
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		295,912

令和 2 年 度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第20号

令和2年度箕輪町介護保険特別会計予算

令和2年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,188,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和2年3月16日 可決

箕輪町議会議長 中澤清明

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		473,501
	01 介護保険料	473,501
02 分担金及び負担金		142
	01 負担金	142
03 使用料及び手数料		50
	02 手数料	50
04 国庫支出金		509,718
	01 国庫負担金	373,530
	02 国庫補助金	136,188
05 支払基金交付金		560,284
	01 支払基金交付金	560,284
06 県支出金		314,987
	01 県負担金	298,446
	03 県補助金	16,525
	04 委託金	16
10 繰入金		318,827
	01 一般会計繰入金	318,827
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
13 諸収入		10,975

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		40,859
	01 総務管理費	19,219
	02 徴収費	781
	03 介護認定審査会費	20,628
	04 趣旨普及費	159
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		2,030,551
	01 介護サービス等諸費	1,861,209
	02 介護予防サービス等諸費	54,468
	03 その他諸費	1,682
	04 高額介護サービス等費	32,948
	05 高額医療合算介護サービス等費	5,314
	06 特定入所者介護サービス等費	74,930
05 地域支援事業費		116,872
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	39,853
	02 一般介護予防事業費	8,491
	03 包括的支援事業・任意事業費	68,402
	04 その他諸経費	126
06 基金積立金		20
	01 基金積立金	20

(単位 千円)

款	項	金額
09 諸支出金		201
	01 償還金及び還付金	201
10 予備費		1
	01 予備費	1
歳出合計		2,188,504

令和 2 年 度

箕輪町水道事業会計予算

議案第21号

令和2年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9,900 戸
(2) 年間総給水量	2,190,000 m ³
(3) 1日平均給水量	6,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	160,413 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	504,619 千円
第1項 営業収益	428,318 千円
第2項 営業外収益	76,301 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	490,950 千円
第1項 営業費用	446,009 千円
第2項 営業外費用	41,641 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額142,510千円は、当年度分消費税資本的収支調整額13,699千円及び過年度分損益勘定留保資金128,811千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	151,846 千円
第1項 企業債	116,700 千円
第4項 負担金	700 千円
第5項 補助金	34,446 千円
支 出	
第1款 資本的支出	294,356 千円
第1項 建設改良費	194,941 千円
第2項 償還金	99,415 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	千円 116,700	証書借入 又は 証券発行	1.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,085千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 2 年 3 月 16 日 可 決

箕輪町議会議長 中澤清明

令和2年度

箕輪町下水道事業会計予算

議案第22号

令和2年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	8,600 戸
(2) 年間総排水量	1,985,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	211,309 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 下水道事業収益	1,033,240 千円
第1項 営業収益	412,420 千円
第2項 営業外収益	620,820 千円
支出	
第1款 下水道事業費用	1,033,240 千円
第1項 営業費用	828,039 千円
第2項 営業外費用	198,901 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,325千円は、過年度分損益勘定留保資金203,042千円、当年度分損益勘定留保資金185,283千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	624,311 千円
第1項 企業債	318,000 千円
第5項 補助金	306,311 千円

支 出

第1款	資本的支出	1, 012, 636 千円
第1項	建設改良費	211, 309 千円
第2項	企業債償還金	798, 327 千円
第7項	予備費	3, 000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	千円 318, 000	証書借入 又は 証券発行	1. 50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31, 195千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、598, 917千円である。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出

箕 輪 町 長 白 鳥 政 徳

令和 2 年 3 月 16 日 可 決

箕輪町議会議長 中 澤 清 明

